

# 長曾我部権力の前提基盤

—土佐国大忍庄東川を中心として—

山 本 大  
秋 沢 繁

(文理学部歴史学研究室)

## The Supposed Conditions of the Chōsogabe Power

—Tosa no Kuni Ūsato no Shō Higashigawa as the Centre—

は し が き

- 1、国人層の動向
- 2、大忍庄東川を中心とする有力名主の動向
- 3、脇百姓と被官

む す び

は し が き

十五世紀中葉から約一世紀に亘る戦乱を通じて、所謂戦国大名領が形成され、局地的・分権的封建制が確立されていった過程は、日本歴史の重要な変革の時期として捉えられ、多くの研究が生まれている。織豊二氏の統一による純粹封建制の確立、更に江戸幕藩体制による封建制の完成は、この時期の具体的解明を通じて、始めてあざやかに浮び上ってくるのである。特に全国統一の過程が、地方の局地的封建制の上に集約的に打ち出されたものである以上、後進地域と目される地方の封建進化に関する究明は極めて重要であるといわねばならない。しかしながらこうした地域の個別的な封建進化の研究は甚だしく立ち遅れ、それ故に研究の不備は、全国一円の封建制確立に関する総合的な認識を著しく空疎なものとしている。したがって後進辺境の一地域と目される土佐に於ける長曾我部政権の確立に関して、展望を与えることは意義のあることであると思う。

土佐を基盤として成長した長曾我部元親が、軍事行動を通じて、一応四国統一を完成し封建的統一権力を形成したことを考えるならば、長曾我部権力の内部構造について詳細な解明が要請されるのである。封建的統一という政治過程を通じて、社会変化を醸し出した長曾我部権力の内部には、様々な要素が含まれていた筈であり、その権力の前提となる基盤が成熟していた筈である。本論に於ては、直接の権力構造よりも、権力の前提となつた在地領主たる国人層の動向及び土佐国大忍庄東川を中心とする地域の「名」の変化に問題の焦点をしぼつて考察したいと思う。

註1 国人は大乗院尋尊によつて土佐国内の戦乱に際し「国人及合戦子細有之歟」（大乗院寺社雑事記文明七年七月十三日条）といわれ、細川勝元によつて「国人等振舞無是非次第」（土佐国編年紀事略宝徳三年五月廿七日細川勝元大野宮内少輔宛書状）といわれた中世末の在地領主として勢威を振つた武士の階層を指したものである。

### I、国人層の動向

応仁の乱を発端とする戦国動乱は、中世秩序を

瓦解せしめ、庄園制の崩壊にもとづく守護領国制の解体、郷村を基盤とする大名領の成立という社

会的変動をもたらしたのであるが、この時代の変化に応じて、いち早く自立への動きをしめし、新時代の政治権力確立をめざして立ち上つたのは、全国各地の在地領主＝国人土豪達であつた。而してこれら国人の在地に於ける勢力は一朝一夕に築きあげられたものではなかつた。彼等は庄園領主や守護大名のもとに於て、地頭・庄官或は有力武家の被官として、時流を見定めながら、自己の立場を有利に展開せんとして、長期に亘つて名主層以下を傘下に組織化しつつあつたのである。土佐に於てもこのような一般的風潮は例外ではなかつた。土佐は南北朝の内乱勃発以来、細川氏の守護領国として、長らくその支配下にあつたが、応仁の乱後、守護代細川勝益が、本宗の危急に際し、香美郡田村庄の居館を捨てて土佐を去り、管領細川政元が永正四年に死んでからは、<sup>(1)</sup>「土佐ノ国七郡、大名七人、御所一人ト申ハ一条殿、一万六千貫、津野五千貫、大比良四千貫、吉良五千貫、本山五千貫、安喜五千貫、香宗我部四千貫、長曾我部三千貫、以上八人之内一条殿ハ各別、残テ七人守護ト申ス」と長元物語に記された如く、在地の国人土豪達によつて、封建権力樹立をめざしての闘争が開始されることとなつたのである。これら国人層の大部分は、平安時代末期―鎌倉時代初期以来の在地土豪であり、南北朝内乱期には、殆んどが細川被官として活躍し、守護権力拡大の支柱となり、且その権威を背景として、在地に領主制を展開しつつ中世を戦い抜いて来たのであつた。土佐西部の幡多庄を基盤とする一条氏にしても、在地土豪の蠢動を終熄せしめ、これを傘下に組織化して自ら戦国大名に転化することによつて、その地位を保ち得たのであり、畢竟、庄園内の土豪のエネルギーを利用して成立し得た権力であつた。<sup>(2)</sup>こうした国人達の角逐が、十六世紀前半の土佐の歴史を彩るのであるが、結局、長曾我部国親及び元親の政治的手腕と軍事的策略が最後の勝利をしめ、天正三年長曾我部元親による国内統一をもつて、興亡の歴史に終止符が打たれるのである。

ところで、長曾我部氏は天正三年土佐国内の統一を完成し、更に四国征覇を通じて封建制確立への動きをしめしたが、天正十三年豊臣秀吉との抗争に敗れてからは、戦国大名領としての土佐国

内の経営を行うこととなつたが、この経営過程を中世より近世への封建進化の過程として理解せんとする場合、長曾我部権力の基盤となつたもの、又その基盤の前提は何であつたかということに注意が向けられなければならない。戦国動乱という社会的変動の時期を乗り切り、勝利者としての地位を確立する為には、武力と経済力とが必要であつたことはいうまでもない。即ちこゝに長曾我部権力の軍事的基礎としての家臣団の構成が問題となるのである。横川末吉氏は「元親の末期武士には大別して三階層があつたらしく、すなわち一般的家臣団―これは慶長初期までの間に浦戸の城下に集合して近世封建家臣団に成長したもの一と、城持―一族功臣等の大身と思われるもの一と、一領具足からなりたつていた」と述べられているが、<sup>(3)</sup>確かにこれらの階層の家臣団によつて長曾我部権力は支えられていたのである。今中世末期の諸階層から発展してきた、かかる家臣団成立の前提について考えてみたい。

長曾我部氏はその統一過程に於て、在地領主たる国人山田・本山・安芸氏を滅ぼし、香宗我部・吉良・津野氏に対しては、それぞれ肉身を配して家をつがしめ、藩屏としたのであつたが、所謂一族功臣たる大身の城持一人層（長曾我部氏に滅ぼされた者も含めて）の在地支配の形態は如何なるものであつたであらうか。これについて高岡郡

| 津野家臣団編成表         |            |       |      |      |         |  | 慶長二年「土佐津野分限記」より作成<br>地高は一反＝一石、集計に於て反以下四捨五入 |  |
|------------------|------------|-------|------|------|---------|--|--|--|
| 階層               | 人員         | 最高地   | 最低地  | 平均高地 | 全家臣団中比率 | 備考   |  |  |
| 家老               | 8          | 1320反 | 500反 | 965反 | 7%      |  |  |  |
| 中老               | 15         | 300   | 70   | 128  | 13.4    |  |  |  |
| 馬廻               | 44<br>(39) | 70    | 10   | 33   | 37      | ( )内は記名された馬廻役  |  |  |
| 騎馬               | 16         | 不明    | 不明   | 19   | 12.6    | 名前の記載なし  |  |  |
| 堺目押<br>(津野口押へ組中) | (36)       | (120) | (24) | (18) | 30      | 「650石津野口押へ組中」とあり。記名は15石2名のみ。( )内は年代不詳の「津野分限帖」中「津野口番人36人分660石」の記載より推定 |  |  |

津野庄を基盤とした津野氏を例にとつて考えてみようと思う。津野氏は大膳大夫勝興の代に家道が衰えたが、長曾我部元親の三男親忠が養子となつて家をついだため、基本的には長曾我部の末期迄その内部の権力構造には大した変化はなかつたと考えられるので、慶長二年の「土佐津野分限記」より津野氏を例として家臣団の編成を眺めてみよう。

上表は津野家臣団の編成を階層別に分類したものであるが、これによると、馬廻・騎馬近習層が全体の約50%をしめ、その中核的存在は十石一七十石、平均三十三石の地高、つまり一石＝一反と換算して三町余の土地所有を基準とする階層であることが明らかである。而して彼等の性格は津野領内舟戸村の戸田氏の如く、前代以来の名主層の発展した兵農未分離な存在であつたと考えられる。こうした地侍の階層は「中村家譜」に「同人孫三拾石中村彦右衛門是ハ一領具足」<sup>(5)</sup>とある如く、土佐に於ては一領具足の名のもとに国人によつて把握されていたのであり、「元親百ヶ条」に「一、馬之事三町分限迄者、鞍皆具、如形仕合可所持従是分限者ハ、可相嗜儀勿論也、三町より下之者も、於相嗜者可加褒美事」と規定せられていることより、三町前後に持高の目安がおかれていたことを知り得るのである。このことは前述の津野氏の場合とも一致しているし、更に吾川郡の南部を制圧していた吉良氏にも同様に認められるところで、所謂吉良定目に「田地二町以上耕作スル百姓ニハ武具ヲ与テ武芸ヲ習ハシムヘキ事」とみえ、彼等の性格を明らかにしている。即ち在地領主たる国人達は権力基盤として、有力名主＝一領具足層を把えて自己の発展をはかつたのであつた。したがつて、彼等の権力はこれらの名主層の動きに規定せられるので、傘下への組織化は、多く恩賞を通じて行われた。長岡郡北部を根拠として、長曾我部と拮抗した本山氏の如きは

就抽忠節下名之儀被仰付候、無別儀百姓職可申付候、仍而為後日如件

永祿十一年 貞茂 (花押)

正月吉日

長弥三殿

(7)

と、百姓職＝名主職を与えて、部下名主を把握し、軍事力の強化を狙っている。この場合、百姓職＝

名主職付与は、下層農民からの地代收取という経済的権利を与えることを意味すると思われるが、このことは一面に於ては、上層領主たる国人＝本山氏は彼等名主層を軍事的権力の基盤としてのみならず、百姓身分としての貢租負担者として把握していたことをしめしている。例えば弘治二年本山茂辰は、部下下田上氏に対して次の如き書状を送っている。

賀田城定番之儀申付処同心祝着候、為番給壹町申付候、就者来秋少々公物可申付候、弥々忠節肝要候也

弘治二年 茂辰

五月廿七日

田上善衛門とのへ

(8)

このような例は本山氏と配下の川村氏との間にもみられる<sup>(9)</sup>が、貢物上納を通じての経済的な把握があり、名主職付与という恩賞とからんで、国人領主層と有力名主との結付きは相互扶助的な関係を想像せしめるのである。

ところで、このような関係は決して近世的ヒエラルヒーの中での純粹な君臣関係の如く強力なものではなく<sup>(10)</sup>、むしろ契約の原理を媒介とした面が強かつたようである。次の文書はこうした関係を如実に物語っている。

被官契約可有由候間、下地五段為給分進之候、若奉公無沙汰之時ハ、彼在所可取放候、仍為後日之如件

永正十四年二月吉日

八郎 (花押)

末 延

神右衛門尉殿

(11)

又大永六年十二月香宗我部氏から、大忍庄西河の名主行宗氏に与えた書状には、「申合契約之事大小事共ニ無等閑可申承、書中各之儀申合候、万一就御疎略従伴家可存候 (下略)」<sup>(12)</sup>とあつて、名主と上級権力者たる在地領主との結合の性格を暗示している。而もこの行宗氏は四年後の享祿三年には、同庄内の中源介と契約を結んでいる<sup>(14)</sup>、更に隣接せる東川分の福万・山河などの有力名主とも同様の関係があつたと思われるのである。ここに於て上級権力者である在地領主＝国人が、有力名主を把握する場合、名主の地縁的結合を、そのまま組織化した統一体として把握していたのではないかという疑問がおこるが、これは前述の吉良

氏の場合、極めて明らかにこの疑問に答えている。即ち個々の有力名主達を、権力の基盤とした吉良氏は、彼等を組衆・会約の衆として把握し、「同郡ノ組衆並ニ会約ノ衆ハ常ニ相親ミテ兄弟ノ如ク」<sup>(16)</sup>することを要求し、同時に「昼夜ニ限ラス若洪水焼亡出来ラハ其処ニ早鐘ヲ撞テ隣境ノ同約衆ヨリ急ニ救フヘキ事」、「敵方俄ニ来テ攻取乱妨シ或ハ麦稲ヲ刈取ル事アラハ村々ニ太鼓ヲ打鉄炮ヲ鳴シテ隣リ郷群起テ早速追払フヘキ事」<sup>(17)</sup>と規定して、天災・戦乱に際し、彼等の地域社会を守る名主連合の性格を明らかにしめしている。

以上述べた如く、在地領主＝国人層の権力基盤は、衆結合をなす有力名主を中心としており、在地に於ける生産支配も、地縁的結合を形成していたこれらの名主層を通じて行われ、名主による名田経営という、中世農村の一般的形態が内部に包蔵されていたのである。而してこのような在地支配の形態をもつ領主＝国人達は、血生臭い戦乱の渦中に浮沈する運命を担っていたのである。したがって、国人達のエネルギーの源泉たる名主層の性格と基本的動向を把握することは、長曾我部氏によつて代表される在地領主＝国人権力を理解する上に極めて重要なことである。次にこの点について考えてみたいと思う。

註1、山本稿「中世土佐に於ける土豪の動向と大名の成立」高知大学研究報告1巻16号

- 2、同上
- 3、横川末吉氏「一領具足の研究」—近世郷士の源流
- 4、横川末吉氏「長曾我部地検帳の研究」経済史学第7輯
- 5、参考土佐軍記巻十二ノ上
- 6、吉良物語巻上
- 7、土佐国鑑簡集巻四
- 8、同上巻三
- 9、土佐国鑑簡集巻三に「高津川名人夫役之儀運々以始末取申無違可申付候へ共、只今当山内心遣之御候間先々公物一通可申付候、其内熊狩銭者相除候(下略)」とあるがこの川村氏は長氏(註7)と次の如き契約をしている。

祇今契約申筋目第一成兄弟思為奉崇御家候、仍而状如件

永禄十一年

長越前守

安 総

河村兵庫助殿

御宿所

10、例えば前述の田上氏の如きは、初め本山氏に仕え、後、長曾我部氏に従い、更に津野氏の家臣となるが如き経路をたどっている。

11、末延文書、尚末延氏は清遠名の名脇として成立した脇名を基盤として発展した名主である。(安芸文書、土佐国鑑簡集巻一)

12、香宗我部氏に関しては山本稿「香宗我部氏の領主制について」土佐史談復刊第10号参照

13、古文叢巻十一

14、行宗文書、行宗定元契約状

中源介は西山文書に

右申合永代之事

ほう田之内一段五貫五百文同しき米一俵也、宝鏡寺於子孫天下大法行候共、相違有間敷候、並香宗我部殿同心ニ無別儀候、以中間孫兵衛寺家九郎左衛門使申候、為後日之状如件

天文六乙酉三月吉日

宝鏡寺

永 珠

大忍中弥介殿

とある中弥介と同一人と考えられるが、「伝写の誤か」と武藤平道が古文叢の中で述べた如く名前は源介か弥介か不明である。尚宝鏡寺は大忍庄に隣る香宗我部郷内にある香宗我部氏の菩提寺であるので香宗我部一行宗一中源介の間には契約を通じての結び付きがあつたことは確かである。又中源介は安芸文書にみえる中源左衛門と同族と思われるが、さすれば大忍庄東川清遠名に名田を有する有力名主であつたことが分る。

15、福万との関係については行宗文書によれば嘉元三年五月、行宗名主重元より福万名主国延に「重元与国延与相互仁親子之約束仕候畢」として、田地が売却譲渡され、応長、康暦の頃にも、福万が行宗の名田を得ており、天文十二年の行宗定本証状によつても、この間の消息が明らかである。

山河との間には行宗文書、行宗兵衛左衛門尉証状参照。

16、吉良定目

17、同上

## II、大忍庄東川を中心とする 有力名主の動向

前述の如く二一三町前後の土地所有を目安とした有力名主層が、国人権力の基盤の前提をなしていた。彼等は国人達が戦国大名化する過程の源泉

となつたのであるが、内部に於ては種々の矛盾をはらんでいた。そしてその矛盾の解消純化によつて、次第に小封建的権力の基盤を形成していつたのである。今かかる性格を有する有力名主層の動向について、大忍庄東川を中心として考察しようと思う。

大忍庄は近時安芸文書・行宗文書・椋山風土記等を通じて研究がすすめられ、急速に注目されるに至つたのであるが、香美郡物部川・香宗川上流一帯をしめ、鎌倉時代に於ては北条時宗の発願によつて、極楽寺の僧忍性が病療・悲田院建立の際、その費に充てられたことがあり、熊野新宮造営料所として、鎌倉-南北朝時代の初期には、熊野神社の支配下にあつたが、室町時代には京都の臨濟宗寺院の領有下にあつたようである。この庄について、次の安芸文書は庄内の名主層の動向を知る手掛りとなる。

大忍庄西河東河御百姓之契約状之事

合

- 一 公方御年貢諸公事、任先例可動仕事
- 一 当知行在所、此中にて不可望事
- 一 他所得契約仕候て、万地下不可有違乱事
- 一 何事も諸公事、此中にて可有談合事
- 一 我人見捨、不可被見捨事

右背此五ヶ条者致ハ、傍輩儀不可有候、  
(至)

仍為後日契約状如件

康正三年丁丑八月五日

東河分 公文判

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 西河分 |     |     | 専当判 |
| 専当判 | 重利判 | 別役判 | 末清判 |
| 延清判 | 光弘判 | 雑用判 | 清遠判 |
|     | 雑用判 |     |     |
| 行宗判 |     | 末延判 | 宗円判 |
|     | 末国判 |     |     |
| 国末判 |     | 福万判 | 清国判 |
|     | 正弘判 |     |     |
| 国包判 |     | 京慶判 | 恒光判 |
|     | 秋元判 |     |     |
| 国久判 |     | 為清判 |     |
|     | 別役判 |     | 国光判 |
| 包吉判 |     | 光国判 |     |

これは十五世紀中葉に於ける大忍庄西河・東河の

百姓一名主が、相互の利益を守らんが為に、地縁的・惣的結合によつて問題を処理せんとした契約状である。こゝで特徴的なのは、第一にこの契約状が庄園領主や守護権力たる所謂公方に対して對抗せんとする、対外的団結を意図したものでないということである。この点畿内及周辺地域の名主・庄官層の動きと対照的である。第二に現状維持という対内的な名主相互間の勢力の均衡をめざしている点である。而もかかる契約の取りきめは、一面に於て名主層内部に「此中にて当知行在所を望むもの」が生れ、「他所と契約仕るもの」が出て、地下の秩序を乱すものが、名主層の中から出現し始めたことを物語っている。この点について契約状の署名にみられる清遠名の系譜をたどることにより、更に詳細にみてみたいと思う。

清遠名は香宗川の上流、現在の東川村山川部落を中心とする百姓名で、安芸文書正安元年十月四日の清遠名如請料銭免除状案に「如請料過分之由百姓等歎申候間、申入子細於極楽寺之處、於国可相計之由、被仰下候間、於彼請料半分者、所令免除也」とあつて、近接する国弘名と共に、河谷に沿つた地域を開拓して田畑となし、周辺に山林地帯をめぐらした広大な地域をしめていた。而も「名」百姓達は鎌倉時代末期に於て、早くも請料過分として、減免を要求する程に成長し、年貢を懈怠する名主もあらわれ、大忍庄政所は「大忍庄東川分年貢銭相積之間、当名之内、有可開發之所者速令開發、可為御年貢要路者也」と名内の開發を下知しなければならなかつたのである。とにかく十三世紀末から十四世紀初頭にかけて、名内の開發はすすみ、末延・為貞等の脇名を分出しながら發展し、名主清遠氏は、南北朝の内乱も終つた明德五年「雖為相論之地、依為清遠衛門尉理運」との理由で東川専当職を宛行われ、爾來東川専当を世襲し、「為代官所預置」といわれた如く、在地の下級庄官として、年貢公事の徴収にあたつた東川内に於ける有力名主であつた。

しかしながら応永末年から永享年間に於てこの清遠名に大きな変化がおこつたのである。即ち東河専当職は東分と西分とに分裂し、東分は清遠氏が専当職を宛行われたのに対し、西分には山川新左衛門なる人物が登場し、永享十一年東河専当職

を料足八貫文で買得し、これを承認されたのであつた。<sup>(14)</sup>而して山川氏は宝徳二年三月には清遠之藤左衛門より名内の屋敷を、更に十一月には清遠名三分の一を譲られている。而もこれは安芸文書に「清遠名内則三分一名脇三人<sup>(15)</sup>事」とあつて、脇名であり、専当山川新左衛門の支配下にある脇三人によつて耕作されていたと考えられる。<sup>(16)</sup>又文正元年十二月に至つても「清遠名内下王子神田、兼光四郎次郎持分<sup>(17)</sup>」を宛行われ、上級権力と結びついて戦争にも参加し、「専当御事者、去年於御陣致忠節者事候間、別而可加挾持<sup>(18)</sup>」、「所詮専当望申子細等、為理運者、悉可被沙汰付専当<sup>(19)</sup>之由候、仍惣庄へ此分堅可有下知候<sup>(20)</sup>」との保護を受け、専当の地位を確認せられていたのである。而もこの地位確保の為には、種々な手段を構じたらしく、清遠名を拠点として勢力の拡大をはかり、東河専当職及び清遠名の分割支配権の獲得にとどまらず、永享から嘉吉にかけて隣接する正延名の田地を買得じ、安河之治部入道なる者よりも水田を買得して発展していつているのである。<sup>(21)</sup>

山川新左衛門の出自其他について詳細なことは不明であるが、安芸文書永廿三年十一月の「山川守重東川専当名庶子分田地讓状」に、「清遠山川物部守重」とみえているところから、物部氏の一族で清遠名内での有力名主であつたと考えられる。いずれにせよ彼が上級権力と結びついた在地に於ける新興の武士的農民であり、年貢銭納を通じて庄内に浸透してきた貨幣経済を、自己に有利に把んだ有力名主であつたことは十分推測されるのである。即ち「於御陣致忠節者」であり、買得による土地集積、上級権力者への礼銭拠出を通じて勢力を培い、山を距てた安芸川上流に搦頭せる土豪的名主であり高利貸資本の蓄積者でもあつた幡多山氏<sup>(22)</sup>と関係を結び、その経済力をバックとして、在地小領主化への道程を辿らうとしたのであつた。かかる性格をもち、大忍庄外の有力名主とも連絡をもつた山川氏が、他の名主を圧して搦頭してきたところに前記契約状の前提をなす新事態が看取せられるのである。

南北朝の内乱以来変質をとげながらも、守護大名のもつ求心的傾向と遠心的傾向という内的矛盾と限界とによつて、新しい転化をとげ得ず、基本的には旧庄園制的秩序を維持していた大忍庄も、

東川国弘名に於ける萩原氏との関係から、その秩序がくずれ始める。即ち国弘名は清遠名と共に、鎌倉末期正安年間に史料の上に姿をあらわし、南北朝内乱の初期には、南朝方の為に「為聖朝国吏御祈禱、且為庄家安穩泰平<sup>(23)</sup>」として名内の田地が東河今権現に寄進せられ、内乱の中期以後には、藤兵衛入道道本なる者が専当職を得ていたが、至徳四年に至り、搦頭してきた萩原氏に対して、「東川専当国弘名事者(中略)於田坪可被召放之由雖蒙仰候、所詮孔子形修理田壑段、萩原殿御内、永代引進仕候<sup>(24)</sup>」という事態が生じ、萩原氏の進出によつて国弘名に変化がおこつていることが想像せられるのである。この萩原氏については、具体的なことは不明であるが、永享十年正月の「大里庄<sup>(25)</sup>山南夜須川京慶名夫役以下事、萩原及違乱云々、更以無謂之由旨、地下<sup>(26)</sup>以連判歎申上者、早可被止彼綺<sup>(27)</sup>」という文書の伝えるところは、その性格の一面を物語つていると思う。即ち大忍庄南部に於て、庄園領主へ反抗を企て、地下に支配権を確立せんとしつつ、新しい領主制形成への動きをしめす在地に於ける有力な庄官級であつたと思われる。こうした動きは庄内の旧秩序を動揺させたであらうし、又周辺をとりまく安芸・山田・香宗我部等の国人領主層の動きも活潑化して、庄内の有力名主層へ積極的な働きかけがなされたであらうと思われる。このような国人領主層と結びつくことによつて、武士化することは、南北朝の内乱過程を通じて発展しつつあつた有力名主層にとつては階級の上昇を意味するのである。山川氏の動きはこうした方向をめざしているのであるが、独自の立場から孤立的に権力の拡大上昇をはかつて、相応な困難に遭遇せねばならなかつたのである。古い庄園制的秩序の内部で、一応同列の名主百姓として位置づけられ、それぞれ発展を企図しつつあつた彼等の中から、排他孤立的な新興勢力として、他名主を引き離して増大した勢力を打ち立てることは、相対的に多数の未成熟な名主層の没落をひきおこすのである。現に山川氏の搦頭は旧有力名主たる清遠氏を没落せしめ、山川氏はこれにとつてかわつていのである。<sup>(28)</sup>前記萩原氏の反乱に際して、団結した彼等は、新興の東川専当に対しても、惣庄として団結して訴訟を起し、これに

対抗している。<sup>(33)</sup>かかる事態は「万事身く事につき候て、いかようの一大事候へ共、すてすて□るまし(行力、去力)く候、若しけいやく内に、そむくともからあらハ同心つかまつり候ハ、はうはいにてあるまし(34)候」との一般的な契約の無意味を意味し、名田を「依有兄弟契約暫預置」<sup>(35)</sup>くことの危険性をしめしており、前掲西河東河名主等の契約状は、こうした新事態に対する有力名主層の動向を、端的にあらわしたものである。

勿論、この契約状にせめされた名主層の団結が、領主に対する年貢減免闘争などと無関係であつた訳ではない。安芸文書寛正六年二月十一日附の「大忍庄東川七名百姓等訴状」にみえる内容は、明らかに対領主的団結をしめしており、この七名はおそらく前記署名の二十九名中のものであろう。契約状の中でも「何事も諸公事、此中にて可有談合事」として、地縁的結合体の内部での解決を示唆しており、領主権力の介入を排除しているのである。このように相互の談合によつて、自主的な解決をはからんとする態度は、名主達にとつては大きな進歩であるが、この条項も、前記東川専当と他名主達との間の争論で、上級権力の意圖するところが、専当を支持する点にあつたことを考慮すべきであり、領主権力そのものに対決して、これを排除せんとしたものととは考え難いのであり、結局は、共に発展過程にある名主相互間の矛盾を解決し、均衡をはからんとする点に、その主眼がおかれていたと思われる。

ところで、こうした名主連合はいつまでもその機能を果し得た訳ではない。康正三年の契約の段階から三十年近い歳月を経た文明十八年に東川専当左兵衛尉は清遠・末清兩名の田地相論に際し、「領主申合」によつて事件が落着した後、この地を望み「給分而所扶持実也」として権利を認められているのである。<sup>(37)</sup>更に十六世紀に入つて永正八年の段階に於ては、自ら公事人を従えて、山川城に住み、在地領主たる山田氏(38)と抗争するだけの小領主に成長しているのである。而も専当山川氏は幡多山氏を通じて安芸氏に結びつき、上級在地領主権力を背景として、封建権力の一支柱を形成しつつあつたのである。こうした傾向は、前述した如く中世末から戦国時代に於ては一般的であり、所領の拡大をはかる名主個人間の対立や、衆的結

合体の対立抗争となつてあらわれている。<sup>(39)</sup>この場合衝突を回避し、問題を解決する為には、一段高い権力の存在を必要としたのであつた。この段階に於ては、名主連合は既に彼等相互間の利害や矛盾を自ら解決する機能を失い、在地小領主に転化しつつ、上層領主権力のもとに結集せんとする地縁的結合に変質しつつあつた。新しい在地の秩序は相互の契約・連繋による横系にかわつて、階層的な封建権力という縦系の絆によつて支えられた権力の保障を必要とした。名主層がかかる権力の保障を求めるところに、在地領主層＝国人達の権力伸張の原因がひそんでいた。前節に述べたような国人によつて把握せられた名主連合は、このような国人権力の介在を必要とする歴史的格をおびたものであつた。

しからは名主連合を結成せしめ、且連合による相互の調整や事態の解決を不可能ならしめた原因は何にもとづくのであろうか。南北朝内乱以後に於ける個々の名主の発展が、相互の対立を激化せしめたことは、十分理解されるところであり、而してこの発展の契機が、前述の如く、貨幣経済の進展、上級権力の存在という外的条件にあつたことはいうまでもないが、より基本的な名主発展の原動力たる内的条件を見落してはならない。以下この内的条件となつた名主層の内部構造の変化について考えてみたいと思う。

鎌倉末一南北朝内乱以来、全国的に名構造に大きな変化がおこつてくる事は周知の事実である。大忍庄に於ても名の分裂、新名の成立等新しい事態が出現したが、これらは多く庶子名の成立、脇名の独立としてあらわれたのであつた。<sup>(40)</sup>ところで、庶子や上昇せる名子被官へ、土地を分附することにより成立する脇名は、それ自体独立化への契機をはらんでいるのであり、したがつて本名主＝旧名主は、これを惣領制的統制のもとに把握する限りに於て、始めて旧名主発展の基盤を、依然として持ち続け得るのである。これについて次の末延文書をみよう。

大里庄東川末延名之そうれうとそしとあひた之(惣領) (庶子)  
事、以後ニおひて、永代そうれう殿の御かたへ、きりをちかゑ申ましく候、若そうれうのきをそむき候て、いかなるけんもんへ、ゆつり状かきわけなんとをなけ申子細候共、かやうにかたく

申候上者、ほう具たるへき物也、いかやうのところにおちほれ候事候共、ほう具たるへき者也、仍為後日けいやく状如件

千時寛正五年<sup>甲</sup>八月二日

弘井二郎大夫（筆印）  
末延殿へ参 かしや若大夫（筆印）  
大西左近衛門（筆印）

これは惣領末延氏に対し、各々独立した生計を営んでいたと思われる庶子三人が、惣領に義理を違えず、その統制に服する旨を述べた誓約状である。二郎大夫・若大夫・左近衛門に附せられた夫々の「氏」は、惣領より所謂「分」として扱えられる家号と思われるが、安芸文書の長谷寺領羽尾内検帳にしめされた如く、彼等は貢租負担者たる中小名主百姓として独立していたものであろう。末延氏は代々石船明神の禰宣をつとめ、名内に土居をかまえて、南北朝の内乱にも武士的な活動をした有力名主であり、中世末の困難な時代を乗切つて、順調に長曾我部氏の給人に成長するのであるが、その発展の一側面は、庶子の独立、名子被官の擡頭を、惣領制的な絆で強く把えていたところにあつたと考えられる。而もこれらの小農民に独立を与えることは、生産力を向上せしめ、特に山間部の名に於ける未開拓地の開発をうながすのであり、彼等を身分的・経済的に統制し得る限りに於て、これら小農民＝中小名主は本名主の権力の基盤たり得るのである。横山専当氏の在地に於ける小領主制の展開は、この関係を明らかにしめしている。名主層発展の根源は、これら小農民の独立へのエネルギーの利用統制であり、ここに有力名主間に於ける対立抗争の原因もひそんでいたのである。

しかしながら、寛正五年、かかる統制を誓約文書によつて規定しなければならないという状態に立ち至つたことは、一面に於て、従来の統制による秩序維持の困難性をしめしており、惣領制的統制が、独立せる小農民＝中小名主によつて、漸次破られるようになってきたことをしめしている。このような名の内部構造の変化に対応して、有力名主が自らを保ち得る道は、所領規模の拡大に応じて、在地小領主化への道をたどり、武士的身分への上昇という経済外的権威の獲得である。これは必然的に、同一過程をたどる他有力名主との対立

を激化せしめるのである。ここに於て、康正三年の段階では、辛うじてくいとめられていた名主層の分解が激化し、武士化せんとする有力名主は、在地領主たる国人の傘下に集まり、契約を結んで、国人権力の支柱として組織化せられていつたのである。安芸・香宗我部・山田・本山・長曾我部・津野等の諸国人達は、戦国大名領形成という各自の目的達成の為には、これら有力名主層のもつ矛盾を止場し、名主層の希望を達成させることが必要であつた。この点から在地領主たる国人達は、傘下に有力名主層をふまえて戦国争覇の戦場にかりたてられていつたのである。この戦の最後の勝利者となつた長曾我部権力の基盤の強弱も、後の一領具足に発展する有力名主層の動向如何にかかっていたのである。

次にこうした名主の惣領制的統制による農業経営の内容が明らかにされなければならないが、史料の制約もあつて、具体的に把えることが出来ない。唯一般的に明らかである如く、名子被官、下人＝家内奴隸による耕作経営が行われていたことは十分推察される場所である。即ち国人の権力も、貢租負担者たる名主層の支配下にある実際耕作者の様相を明らかにして、始めて権力の前提となる基盤を把握することが出来るのである。次に脇百姓を始めとする実際耕作者について考えてみたいと思う。

- 註1、元亨釈書卷十三、明戒六 極楽寺忍性条
- 2、古文叢卷三。熊野新宮文書
- 3、京都妙心寺末の叢江庵の末寺光明寺の支配を受け（南路志、岡内文書光明寺指出）又東川長谷禪寺とも関係があつたようである。（古文叢卷九）
- 4、山城や榎原にみられる対守護闘争や、東寺領諸庄園の例と比較する時極めて対照的である。後にみるように年貢減免闘争はあるが、それも消極的で畿内の如く積極的な動きはみえない。
- 5、清遠名については豊田武氏「初期封建制下の農村」—日本社会史の研究所収—90頁に概観が試みられている。
- 6、安芸文書、正安二年十月三日、清遠名宛行状
- 7、同上 文保二年二月十日、大忍庄政所下知状
- 8、脇名については註5、豊田氏論文90—91頁参照
- 9、清遠氏は安芸文書によると物部氏の系譜をついでいるようである。



- 10、安芸文書、明德五年七月二日東川専当職宛行状案
- 11、東川専当職は初めは必ずしも世襲ではなかつた。
- 12、安芸文書、応永十六年七月四日、東川専当職預ケ状
- 13、同上 応永卅三年六月三日、東川専当職東分宛行状
- 14、同上 永享十一年閏正月廿五日、石丸修理契約状
- 15、同上 嘉吉二年十二月七日、東川専当職打渡状
- 16、同上 宝徳二年三月十四日、清遠藤左衛門屋敷譲状
- 17、同上 宝徳二年霜月十五日、赤沢為盛清遠名三分一坪付注文
- 18、註5 豊田氏論文参照
- 19、安芸文書、文正元年十二月二日、久長常全運署奉書
- 20、同上 年不詳七月廿日、梶原資景奉書案
- 21、同上 同五月十四日、久賢書状
- 22、同上 同十一月晦日、満綱書状
- 23、同上 同二月廿七日、満綱書状
- 24、同上 永享十二年霜月日、正延名田地売券。嘉吉元年卯月廿八日、実親東川正延名宛行状
- 25、幡多山(畑山)氏の性格について安芸文書は多くの事実を物語っている。清遠氏は「源右衛門先祖へはた山ノ数代の家来ニ而候」(元文六年清遠源右衛門覚書)とある如く、幡多山氏に属しており、秀正・国重・有井木左衛門などは幡多山より利銭を借用し、乙法師身曳状に「永代おかきり候て、は田山殿所ゑ、身をひき申候」とある如く、下人を所有し、有力在地領主山田氏とは相互に契約を結んで連合し、岩神淨印売券断簡の宛書に「東河山頭ハタ山殿へ」とあり、はた山宛の弘繁書状に「東川専当父子とも被打事ふひん中々不及是非候」とある如く、東川専当と深い関係をもち、而も「畑山御領中御百姓ニ用途をかしくれ候」「畑山たのみ候之間」(某書状断簡)といわれる有力者であり、後には長曾我部元親の権力に支えを見出している。
- 26、安芸文書、正安元年十月十四日、国弘名如請料銭免除状
- 27、同上 延元三年六月三日、預所源重信同光信運署料田寄進状
- 28、同上 永和五年二月廿五日、沙弥道本国弘名譲状案、至徳三年三月八日東川専当職国弘名宛行状
- 29、同上 至徳四年十二月十三日、東河専当起請文案、孔子形修理田は大忍庄内に多く祭られている公士方大明神の修理田であらうか。
- 30、古文叢巻七
- 31、香宗我部氏については熊野新宮文書に「熊野山新宮造菅料所土佐国大里莊領家職事(中略)香曾我部蔵人太郎青建武勅裁并度度施行等、文和二年以来非分乱妨云々」とある。尚、山本稿「香宗我部氏の領主制について」土佐史談復刊10号参照
- 32、註16及び安芸文書の寶徳二年霜月十五日、赤沢為盛田地宛行状
- 33、註21参照
- 34、安芸文書、専当等五名運署契約状
- 35、土佐國鑑簡集巻一、觀応二年八月九日、刑部貞弘大忍庄京慶名預置状
- 36、註21参照
- 37、安芸文書、文明十八年三月廿日大忍庄東政所佐竹宗義下知状。この文書にみえる相論の地「東川葉つきの」は清遠名内の脇として分出した名内にあつたと考えられる。(宝徳二年四月廿九日、中源左衛門尉田地譲状、宝徳二年十一月十五日赤沢為盛清遠名三分一坪付注文)
- 38、行宗文書、永正八年九月吉日、行宗兵衛左衛門尉証状
- 39、例えば大忍庄楨山と韭生郷とは史料の語るところによると、鎌倉時代以来境界が定められていたことが明らかであるが、韭生郷窪と楨山分岡の内とは境界争で衆結合の対立がみられる。(披山風土記所収岡内文書)
- 40、安芸文書、元亨元年十月一日清遠名新田屋敷安堵状。建武二年八月七日末清名脇職宛行状。貞治三年十二月五日沙弥道円田畠譲状。応安三年二月五日せいの中所領譲状。明德三年十一月十三日清遠守介名田畠譲状。応永廿三年十一月山川守重東川専当名庶子分田地譲状。応永卅四年十二月一日山口次郎衛門尉田畠預り状。応永卅四年十二月左衛門尉末清証状。宝徳二年十一月十五日赤沢為盛清遠名三分一坪付注文
- 41、豊田武氏は東河西河地方の庶子名の成立を(初期封建制下の農村)、横川末吉氏は大忍庄楨山分専当の研究で脇名の独立を述べられている。(「長曾我部地検帳の名請について」- 社会経済史学21巻1号)
- 42、長谷寺は古文叢巻九に「大忍庄真牧山長谷禅寺推鐘」とある如く東川村にあり、牧寺ともいう。

尚、羽尾は東川奥地に現存する部落で、長谷寺と共に昔の面影を伝えている。

43. 土佐物部末延氏家譜。土佐国蘆簡集巻二。長曾我部地検帳等参照
44. 横川末吉氏「長曾我部地検帳の名請について—大忍庄棋山専当—」社会経済史学21巻1号

### Ⅲ、脇百姓と被官

南北朝内乱以後、名構造の変化につれて、独立への体制を形成しながらも、完全に有力名主の統制を脱し得ず、名子被官・下人達と同様に耕地から遊離することが出来ずに、実際耕作者として、農業勞働に従事したものに脇百姓＝小農民＝中小名主の階層があつた。有力名主の農業経営は、これらの実際耕作者によつて支えられていたことはいうまでもない。今これについて、安芸文書にみえる「専当家年貢日記」をもととして考えてみよう。

専当 □ □ 年貢等<sup>併</sup>之日記

加地屋式分 定米四斗 本年貢 貳百文  
同料宛石くほん分定米一斗本年貢百文つゝ共ニ長町分  
こみ之内分 定米三斗 本年貢百文  
東之ヤシキ分 本年貢百文 山地かちヤシキ分  
加地ヤシキのかうれうしんたい  
に上ハ又太郎分田之分□□二百文くまが谷□  
は長町分  
西之ヤシキ分定□□不五斗百五十文新宛□田分  
ほん年貢二百文  
言田屋式分本年貢二百文定米二斗五升不五升  
小やの内やしき分本年貢百四十二文定米二斗五升  
立島則 本年貢百文  
小松分 本年貢五十文定米二斗五升  
同東山松分三ヤシキ分則□□貢百五十文定米一斗五升  
(本年)  
修行屋式分  
本年貢百文 くほハ則本年貢二百文  
定米三斗  
専当西分 新左衛門尉かすきた(筆印)  
小屋之内分ほん年貢百卅五文定米三斗五升西  
分不五代 東分一反五つほ  
小松西ヤシキ分ほん年貢五十文定米二斗五升  
田中分 ほん年貢百卅五文定米二斗五升  
同東屋式分ほん年貢百五十文定米三斗五升

小坂分平田分本年貢二百文定米二斗五升不十代

西東  
北南 大さかいハ本文書ニあり、

あきめこ名もと用次第  
はるなつのかね一枚つゝ

秋酒やしきか□□

これは東川専当山川新左衛門が、有力名主として上級権力者に対して負担していた料足を、彼の支配統率下にある名田内の脇百姓に分割した覺書と考えられる。屋敷単位で把握していた百姓を意味すると思われる「分」は、前にあげた康正三年の契約状に署名してある夫々の「名」が殆んど大字として残っているのに対して、長曾我部検地の段階でも、亦現在に於ても、約半数が「ホノギ」として残っている<sup>(3)</sup>のであり、著しく対照的で、当時に於ける土地占有の規模を推測せしめるのである。

ところでこのような定米約二斗七升、年貢百四十文を負担する耕作農民の階層が出現してきていることは、山川氏が依然として農民的地位にありながらも、既に直接農業経営にたずさわるというよりも、これらの実際耕作者たる「脇」よりの得分收取者として、農業経営を統制支配する段階に達していることをしめしていると思われる。而もこれは同時に脇百姓が山川氏に対して、少くとも一種の土地占有権を獲得して、自ら農業経営をなし得るまでに成長していたことを意味している。このような形態をもつ彼等の出自についても、有力名主の一族・庶子、或は没落した旧名主である場合と、名子被官よりの上昇である場合とでは、身分・階級の上から、かなり質的差異があつた筈であるので、彼等と旧名主との関係を、一元的に簡単に規定することは出来ないにしても、中世末期の段階では、兎に角彼等は土地と年貢とを媒介として、有力名主によつて統制支配されていたことは明らかである。而も生産力の極めて低い土佐の山間部に於ては、かかる形態が規模を縮小しながらもたえず再生産されていたし、土佐の近世初期に於ける本百姓が単純な内部構造をもつていなかったことを考え合す時、容易にこうした関係を<sup>(4)</sup>抜けきる事は困難であつたと思われるのである。更に安芸文書文和二年五月廿八日附の「大中臣某田地安堵状案」に「在家錢百十文在之」とみえているが、この在家も以上のような性格を有するものであらう<sup>(5)</sup>。

兎に角、彼等こそ在地に於ける時代の推進力となつた、新しい生産力を担つた階層であることは確かである。したがつて新しい封建的権力への道を歩みつつあつた在地領主層＝国人達の権力の中核となつた有力名主と脇百姓(第二次的中小名主)との間に、生産を通じて結ばれた関係を明らかにすることが必要であるが、史料の制約の為、具体的な究明の出来ないのは遺憾である。唯、彼等の独立の度合が所謂先進地帯のそれに比して極めて弱かつたことは、康正三年の前掲契約状が、有力名主のみの契約であり、而も直接には小農民の独立阻止をめざしていないこと、及び天正十六年の長曾我部検地の段階に於ても、尚且作職所有者としての封建農奴の土地占有権が、一部を除いては社会的に広汎に成立していなかつたことより明らかで、有力名主を牽制する程の階級的成長をとげていたとは思われないのである。<sup>(6)</sup>むしろ有力名主の統制下にあつて、有力名主と共に、庄園領主に対する年貢減免の闘争に立ち上つているのである。前記「専当家年貢日記」でみた如く、彼等は脇百姓＝中小名主たる実際耕作者として、年貢を分担したのであるが、安芸文書の伝える「吉久散田田数目録」には、これら実際耕作者を把えており、且、文明十六年九月吉日の「吉久散田田数斗代注文」には、各散田の斗代をあげてある。三斗から八斗に亘る高率なものであるが、大忍庄西川・東川では一般に四斗代並であつたようである。而して西川包吉名に於ては、四斗代の年貢を減免闘争の結果によつて、「一斗代下三斗代所宛行也」との成果をあげたが、而もこの要求は「作人名主方上申之間」とある如く、実際耕作者たる作人層の支持があつて、かちとられたものであつた。<sup>(7)</sup>又東川に於ても「自往古、雖為一色四斗代、近年依地利下仁、公事難令弁済之旨」を百姓一同「歎申」した処、「皆以參斗代宛行処也」とその要求が貫徹されている。<sup>(8)</sup>尤もかかる減免の闘争は、天災によつて「名主百姓、庄下難安堵」く「有歎而余」る為の愁訴であり、水損によつて「下、一人御公事かないかたく候、おくわ皆うを候了、其上の御公事=あんとかたく候」<sup>(9)</sup>という不可抗力の場合もあつたが、安芸文書寛正六年「大忍庄東川七名百姓等訴状」に明らかな如く、賦役収奪の為、「百姓力もなく存候」という状態の下に於ける、対

領主闘争の場合が多かつたことと思われる。前掲康正三年の名主契約状が、前述の如く直接には対領主闘争を志向していないにしても、内部にはこのような実状があつたのである。かくの如き状態のもとに於ては、脇百姓＝実際耕作者は有力名主と共に、耕作の放棄を武器として闘い、有力名主の背後の強力な支えとすらなつていたのである。

焼畑農業に多くを依存する生産力の低さ、限定せられた階層のみが接触し得る貨幣経済の段階、庄園領主勢力の浸透度の稀薄といった諸条件に制約せられた土佐の名田経営の崩壊過程は、有力名主層に有利に展開していつたものと思われるが、それだけに実際耕作者たる脇百姓の独立性は、彼等の内部に於ける経済的諸条件の成熟と、経済外的権力によつて、有力名主層の統制から離脱し得て始めて獲得することの出来るものであつた。この意味からも長曾我部権力によつて、代表される国人層の動きは、彼等を完全に封建的自営農民として存立せしめ得なかつたにしても、それへの道程として彼等の運命を規定していつたのである。

最後に名田経営に於て脇百姓たる小農民達と共に、彼等及び有力名主の被官として、労働力役の提供によつて、耕作に従事し、国人権力の最底基盤を形成していた階層について考えたい。有力名主の手作地及び脇百姓達の耕地経営は、単婚家族たる自家労働力以外に、その大部分を彼等の被官たる名子・家内下人の労働に負うていたのである。その中で名子被官の階層は、家内被官より出た者が多く、独自の経営を維持する程の独立性をもたなかつた。後に慶長二年の段階では「あたり地ニ家を作」つても「貢物ニ付而申事あらハ其被官之主人より、地頭へ年貢可相立」<sup>(11)</sup>と規定せられ、「被官之主人」たる名主に依存しており、家屋は所有しても、耕地を占有し得ず、只名主層の発展にともなつて、土地を分附せられることにより、独立度を高めるにすぎないのであつた。しかしながら、彼等は中世を通じて行われた山地の開墾により、土佐の山野に広汎に存在し、山間部「名」の主体をなす焼畑耕作の中心となつたと思われるのである。

次に家内奴隷としての存在である下人について考えるに、その存在形態、耕作の実態を具体的に中世史料から把握することは困難である。唯近世

初期に於ける土佐の本百姓による農業経営が、中世家内奴隷の流れをくんだ下人によつて支えられていたことを考えるならば、中世のそれも一応の目安はつくかと思われるのである。兎に角、中世土佐の讓状にみえる下人・所従、或は身曳状、下人売券等<sup>(14)</sup>にあらわれた彼等の性格は、古代奴隷制の段階を一步も出ていないのであり、利銭借用無沙汰の場合にすら、「子年十二ニなる男子をにらを清爪の名本藤兵衛尉所へ、永代かきり下人(隼生)<sup>(15)</sup>

ニめしおかれ候へく候」といわれ、「をやこふるい、ミなかりてつかわれへく候」という状態(部類)<sup>(16)</sup>

であつてみれば、名主による農業経営のもとに於て、如何なる勞働収奪を受けていたかは想像に難くない。唯、長曾我部検地の段階に於て、名主屋敷の規模が相対的に狭小であることより考えられる如く、純粋な家内奴隷としての下人の数は余り多くなく、大部分は名子被官に転化していつたものと思われるのである。

いずれにせよ、名子被官、下人共に農業勞働を通じて、實際耕作者たる脇百姓及び有力名主に結びつき、階層的な絆に抱えられながら、有力名主層の統制支配のもとにあつて、名主の名本職のもとに組みこまれていたのである。これら名主と在地領主＝國人との結合関係が、耕作小農民の運命を規制すると共に、在地領主たる國人権力＝長曾我部権力の前提基盤をも規制していつたのである。

註1、横川末吉氏は「脇」をもつて實際耕作者ではあるまいかといわれているが、おそらく「脇」も中小名主級の作人であつたであらう。(「長曾我部地検帳の名請について」社会経済史学21巻1号)

2、例えばコミノ内、長町、コヤ内、小松等が検地帳に見出される。

3、香美郡旧東川村役場所蔵の土地台帳大図との照合による。

4、最近土阿国境に近い大忍庄榎山分別府、市宇、別役部落の实地調査を行ったが、この地域ではこうした関係が後世まで残っていた。大忍庄山間部では一般にいえることと思う。

5、在家農民は元來耕作権の保証はなかつたが、この段階では相当進化したし、屋敷分として抱えられた脇百姓と同一の性格のものと考えられる。永原慶二氏「日本封建社会論」82-83頁、141-142頁参照

6、横川末吉氏は所謂土佐の先進地域として蓮池・東深淵郷の「作」にその萌芽を認められ、「作職が明らかに独自の存在を示している」といわれている。(「長曾我部地検帳の名請について」一土佐史談復刊4号)

- 7、安芸文書、康永四年三月日包吉名田地宛行状 永原慶二氏「在家の歴史的性格とその進化について」一日本封建制成立の研究所収-329頁参照
- 8、安芸文書、文和四年三月十一日東川村田地斗代減免状案
- 9、同上 永和二年十一月七日大忍庄名主百姓等目安
- 10、行宗文書、徳治三年百姓逃亡跡注文
- 11、長曾我部元親百ヶ条
- 12、例えば西山文書、寛正六年九月十六日西山大蔵秀俊讓状。土佐国葺簡集巻二、応永七年二月十四日専当兵衛下人讓状
- 13、例えば安芸文書、元応元年八月十二日伴平内身曳状。享徳四年八月十八日乙法師身曳状。
- 14、同上 永享二年十一月二日某下人売券
- 15、安芸文書、延徳三年九月廿八日中西新兵衛利銭借用状
- 16、小松文書、応永八年十二月十九日頼阿証状
- 17、土佐に於ては下人の自立化は、畿内周辺の如く活潑ではなく、極めて停滞的であり、一部山間部では明治まで持ちこされた。田中稔氏「丹波国富田庄の研究」史料39の4、41頁参照

## む す び

以上中世末期に於ける名田経営を通じてみられる各階層の基本的性格と動向を、土佐国大忍庄東川を中心として一瞥してきたのであるが、戦国の争乱期は、階級的上昇を望む有力名主層の要求と在地に封建的領主権力を樹立せんと志向する國人達の動向とが絡みあつて、複雑な様相を呈しながら明け暮れる時代であつた。脇百姓以下の小農民にとつても、極端化する奴隷的生産勞働関係を破棄せんと志しつつも、積極的な動きをしめし得ず、有力名主層の現在維持している中世的基盤を急速に破壊しない限りに於て、封建農奴への上昇を許されていた。このような状態にある限り、名主層の動向が歴史の流れを決定づける。十五世紀中葉の名主連合に於ける横の均衡が破られたからには、彼等の矛盾を解決し、基本的要求を満してくれるものは、武力と結びついた一段高い権威を描いて外にない。既に農村内部に於て、有力名主をピークとする階層的発展をとげていた名構造は、より高い権力によつてその進むべき方向を定められねばならなかつた。この名構造の中心をなす有力名主層により、歴史の舞台へ押し出された在地領主＝國人達も、封建的支配権をめぐつて争乱の渦中に巻きこまれていつた。こうした國人相互間に於ける対立・矛盾を解決するものは、長曾我部の戦国大名権力に外ならなかつたのである。而してこの長曾我部権力の前提となるもの、それはとりもなをさず、長曾我部自身の中に組みこまれていつた國人達によつて把握されていた階層的な名構造そのものに外ならなかつたのである。

(1956年8月8日受理)